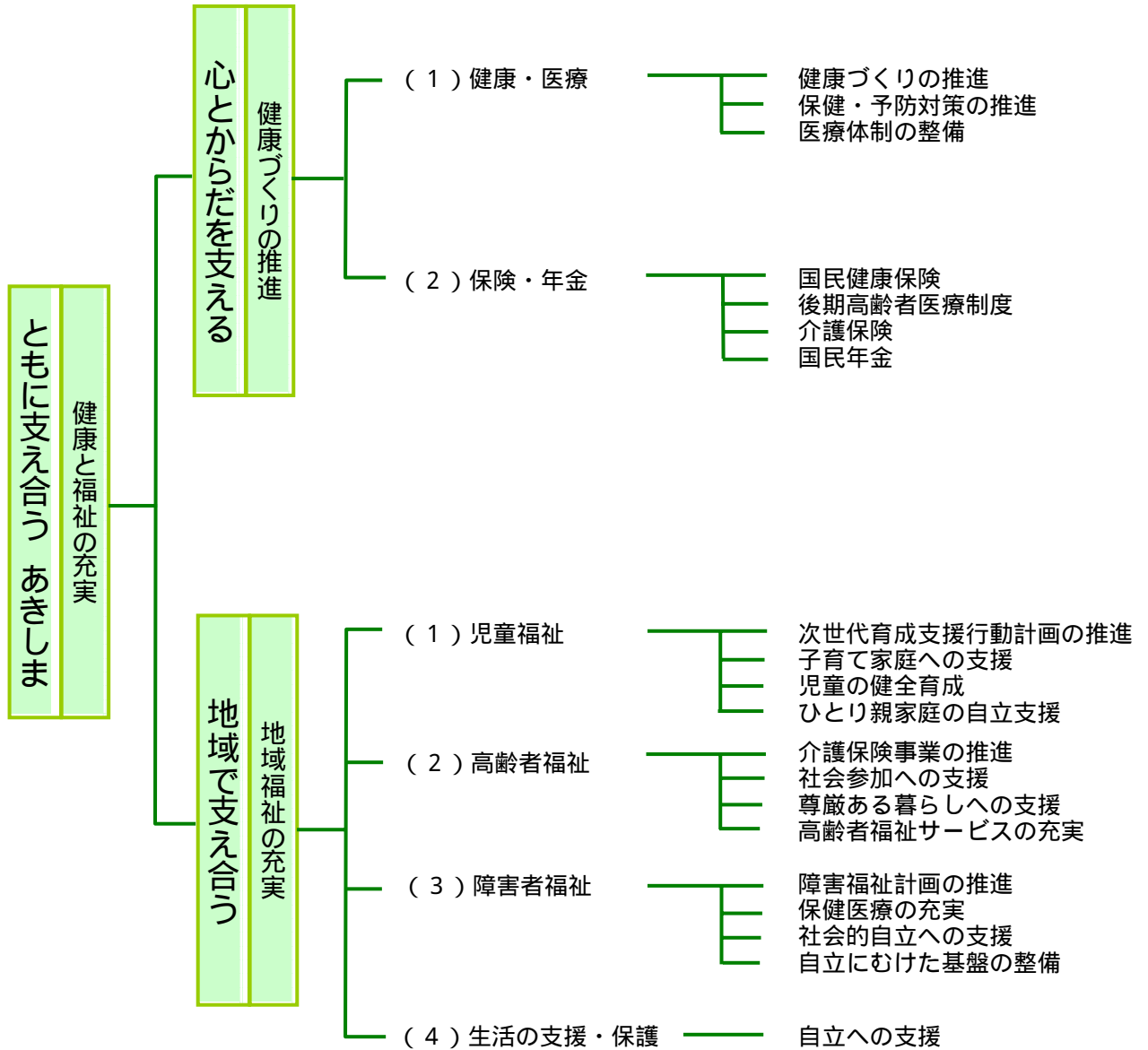


第 2 章

ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）



1 心とからだを支える（健康づくりの推進）

（1）健康・医療

【施策の目指す姿】

すべての市民が生涯にわたり、健康で明るく元気に、いきいきと暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

平成 21 年（2009 年）3 月末日現在の昭島の病院等の数は 132 箇所、病院が 7 箇所、診療所が 65 箇所、歯科診療所が 60 箇所となっています。

平成 20 年（2008 年）の昭島の死因別死亡者数を見ると、第 1 位ががん、第 2 位が心臓病、第 3 位が脳血管疾患となっており、がんによる死亡者数は全体の約 33.0%を占めています。

市民の健康意識の高まりを受け、健康に関する正しい知識の普及や健康教育の充実に取り組み、「自らの健康は自ら守る」という意識啓発を進めています。

健康フェスティバルや生活習慣病予防のための教室の実施など、市民が主体的に健康づくりに取り組めるイベントや健康教室の開催に努めています。

疾病の予防や早期発見のため、健康相談や保健指導、各種検診の充実に努めています。

健康づくりの目的は、単に「長く生きること」から「より高い生活の質を維持しながら、より長く地域で自立した生活をおくること」へと変化してきています。

【課題】

市民の健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）を伸ばし、主観的健康感（現在の健康状態についての本人の自己評価に基づく健康度指標）を向上することにより、市民の生活の質を高めていくことが必要です。

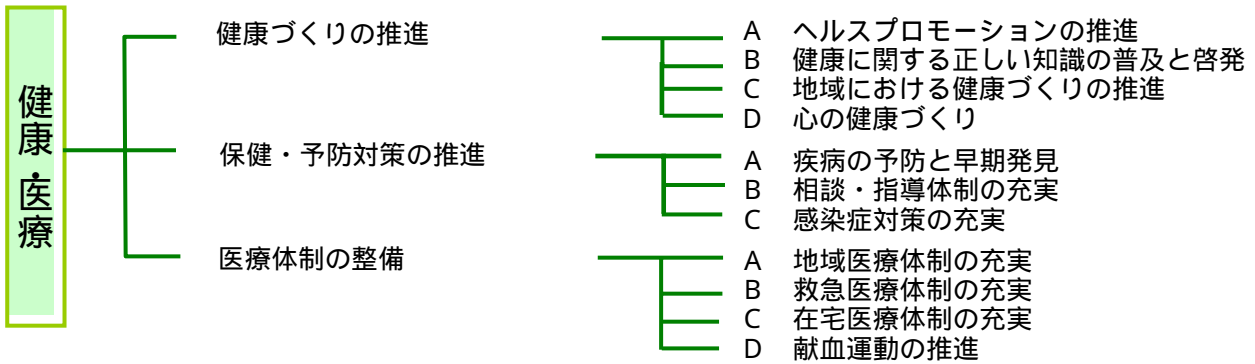
三大死亡原因のがん、心臓病、脳血管疾患は、生活習慣に起因していることが明らかになっています。健康を増進し疾病を予防するため、栄養、運動、休養などに係わる生活習慣の改善を積極的に行うことが求められています。

年齢や性別に関わりなく市民のだれもが気軽に参加できるよう、地域での健康づくり活動を支援し、その充実をはかることが必要です。

新型インフルエンザの流行など健康危機事例が発生している社会状況のなか、健康危機管理体制の整備が課題となっています。

身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるように、かかりつけ医づくりを推進し、休日・夜間診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備を進めることが必要です。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
健康づくりの推進	<p>A ヘルスプロモーションの推進</p> <p>○ヘルスプロモーション（市民が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス）の考え方にに基づき、市民自らの主体的な取組みによる健康づくりが、より効果的で、より容易に達成できる環境の整備を進めます。</p> <p>B 健康に関する正しい知識の普及と啓発</p> <p>○健康教育、健康学習の充実をはかり、健康に関する正しい知識の普及に努め、市民一人ひとりが「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚をもてるように、その意識啓発を進めます。</p> <p>C 地域における健康づくりの推進</p> <p>○健康づくりに関する地域の活動を支援し、市民の自主性を基本とした健康づくりを地域に定着させ、市民と協働しながら、市民の健康の保持・増進をはかります。</p> <p>D 心の健康づくり</p> <p>○市民がこころの健康の大切さを正しく理解し、あらゆる年代で経験する様々なストレスに適切に対応し、心の健康を維持していくため、関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実に努め、こころの健康についての普及・啓発をはかります。</p>
保健・予防対策の推進	<p>A 疾病の予防と早期発見</p> <p>○健康相談や健康診査の充実をはかり、生活習慣に起因する健康リスクの早期把握に努めるとともに、生活習慣の改善のための理解と実践を促し、生活習慣病の発症予防に努めます。</p> <p>○妊産婦、乳幼児、高齢者など、対象者に応じた栄養指導や健康診査、各種検診の充実をはかり、疾病の予防と早期発見に努めます。</p> <p>B 相談・指導體制の充実</p> <p>○生涯を通じて健康が保持され、生活の質が維持されたまま地域で自立して暮らしていけるように、健康相談や保健指導の充実に努めます。</p> <p>○妊産婦や新生児に対する訪問指導の充実をはかり、妊娠期から出産直後の支援に努めます。</p> <p>○乳幼児健診などで保護者への適切な保健指導を実施し、子どもの発達支援の充実に努めます。</p>

	<p>C 感染症対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症に対する正しい知識の普及に努め、感染症に対する誤解や偏見のない社会づくりを進めます。 ○感染症の発生や流行を防止するため、関係機関の協力のもと、保護者などの理解を得ながら、各種予防接種の接種率の向上に努めます。 ○食中毒や感染症など、不測の健康危機に備え日頃からその予防に努めるとともに、発生時には迅速で的確な対応がとれる体制の整備に努めます。
医療体制の整備	<p>A 地域医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○だれもが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けられるように、地域の健康相談や医療の窓口となる「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」づくりを推進します。 ○だれもが身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるように、医療機関相互の連携の強化について、関係機関に要請します。 <p>B 救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休日や夜間などの診療時間外における比較的軽症患者に対する診療を確保していくため、関係機関の協力のもと、休日・休日準夜応急診療の充実を努めるとともに、夜間診療体制について検討します。 ○急病や災害発生など、緊急時に病状に応じた適切な医療が迅速に受けられるように、関係機関と協力して、救急医療体制の整備に努めます。 <p>C 在宅医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害や疾病があっても、住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、保健、医療と福祉の連携のもと、関係機関と協力し、在宅療養の支援に努めます。 ○在宅療養者の生活の質の向上をめざし、心身の機能維持や回復に向けた訪問指導の充実を努めます。 <p>D 献血運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子・高齢化に伴い献血可能人口が減少する一方、血液需要は増加する傾向にあります。医療に必要な血液や血液製剤が不足することがないように、引き続き、献血推進協議会を母体として、より広く市民に献血への理解と協力を呼びかけていきます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
健康教育事業参加者数	1,337名 1	1,500名	1,800名
予防接種の接種率	78.5% 2		88.0%
各種がん検診の受診者数	8,806名 3		16,000名

1 事務報告書（平成 20 年度）による。

2 予防接種法による定期の予防接種（日本脳炎を除く。）の合計接種率 健康課（平成 20 年度）による。

3 事務報告書（平成 20 年度）による。

(2) 保険・年金

【施策の目指す姿】

保険や年金などの仕組みが安定し、充実して、市民のだれもが安心して暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

国民健康保険

国民健康保険制度は、いつでも、どこでも、誰でもが、適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を支える柱の一つですが、勤務先の健康保険などに加入していない方を対象とした地域医療保険であるため、高齢の方や低所得の方を多く抱える構造となっており、その財政運営は非常に厳しいものとなっています。

平成 20 年（2008 年）度の国民健康保険の被保険者数（年間平均）は 33,435 人、加入者一人当たりの療養費は 200,125 円で、制度の運営費（国民健康保険特別会計の歳出総額）は約 111 億 7 千万円となっています。

後期高齢者医療制度

今後、大きく伸びると見込まれる高齢者の医療費を現役世代と高齢者でともにしっかりと支え合う仕組みとして、後期高齢者医療制度が平成 20 年（2008 年）度から実施されました。制度の対象となるのは 75 歳以上の方や一定の障害がある 65 歳以上の方で、平成 22 年（2010 年）1 月末の被保険者数は、9,525 人となっています。

後期高齢者医療制度では、東京都の 62 区市町村すべてが参加する東京都後期高齢者医療広域連合を運営主体とし、給付費の約 5 割を公費、約 4 割を現役世代からの支援金、約 1 割を高齢者の保険料でまかない、運営責任の明確化と財政の安定化をはかっています。

制度の改正

現在、国においては後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者のための新たな医療制度の具体的な検討を進めており、また、それにあわせ、市町村が保険者となっている国民健康保険の広域化につながる見直しも行うこととしています。

国は、新たな高齢者医療制度を、平成 25 年（2013 年）度に開始する計画で、国民健康保険と後期高齢者医療制度は、抜本的な制度改革を目前に控えています。

介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が進展するなか、老後の不安や介護問題を解消するため、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年（2000 年）4 月に創設されました。

介護保険の創設により、介護サービスの提供基盤が整備され、また、在宅サービスを中心に、利用者数も急速に増加するなど、介護保険制度は市民の老後を支える仕組みとして、広く定着しています。

平成 20 年（2008 年）度の介護保険の給付費用の総額は約 49 億 6 千万円で、平成 21 年（2009 年）3 月末現在の介護認定状況（介護認定を受けた方の総数）は 3,605 人となっています。

国民年金

国民年金は、国民の生活を保障するため、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三つの基礎年金を支給する公的年金制度で、20歳から60歳になるまでの人は、すべて国民年金の加入者となります。

国民年金の運営は、「世代と世代の支え合い」という相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによってまかなわれています。

平成20年(2008年)度の国民年金の第一号被保険者は27,665人、受給者は19,813人で、給付総額は約125億8千万円となっています。

【課題】

国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していくため、保険料収納率の向上に努めるとともに、医療費適正化を推進していくことが必要となっています。

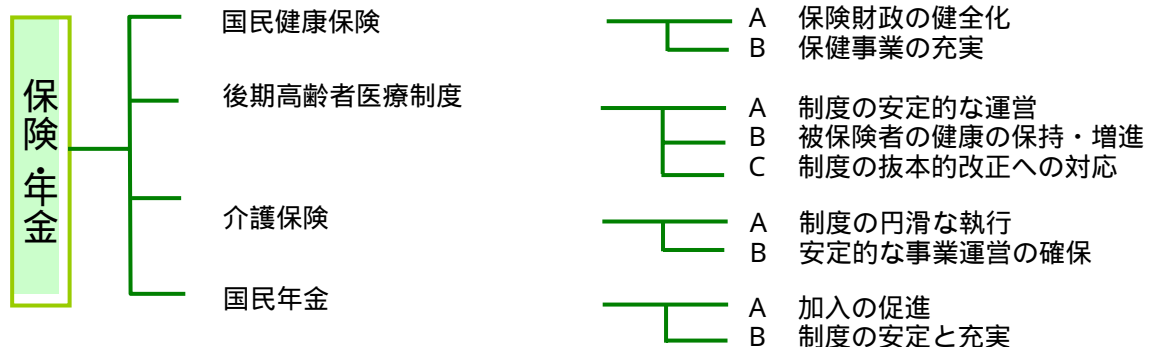
後期高齢者医療制度は、施行当初は、制度の説明不足などにより、市民に混乱が生じた経過もあり、引き続き、制度の趣旨・必要性について周知をはかるとともに、高齢者の方々の心情に配慮しつつ、よりよい制度への改善に向けた取組みが求められています。

高齢者医療制度の見直しにあたっては、新たな制度が国民皆保険を維持し、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるような制度となるよう、注視していく必要があります。

介護保険制度が市民に定着する一方で、サービス利用の大幅な伸びにより、費用も急速に増大しています。少子・高齢化がますます進展するなかで、介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことが求められています。

国民年金については、制度に対する市民の信頼の確保に努めることが必要です。また、世代を超えて安定的に運営される制度として、その充実が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
国民健康保険	<p>A 保険財政の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口座振替の利用促進や休日・夜間納税窓口の開設など加入者が納税しやすい環境づくりを進め、収納率の向上に努めます。 ○生活習慣病の予防に努め、医療費の適正化をはかります。 ○国民健康保険制度がおかれた厳しい状況について、適切な広報と周知に努め、市民（被保険者）の理解と協力を求めています。 ○医療保険制度の抜本的改革と国民健康保険事業の財政基盤の安定化について、引き続き、国や東京都に要請します。 <p>B 保健事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康の保持増進のため、保健活動の充実をはかり、疾病の予防に努めます。 ○健康管理に関する啓発活動を推進するとともに、保健衛生思想の普及、啓発に努めます。
後期高齢者医療制度	<p>A 制度の安定的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都後期高齢者医療広域連合との適切な役割分担に基づき、それぞれの責任を果たすとともに、連絡調整を密にはかり、効率的・効果的な事務処理を進め、制度の安定的な運営をはかります。 ○引き続き、さまざまな機会をとらえ、後期高齢者医療制度についての周知をはかるとともに、制度の身近な窓口として、相談業務などの充実に努めます。 <p>B 被保険者の健康の保持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都後期高齢者医療広域連合との連携をはかりつつ、健康診査事業を実施し、実施後の健康相談や健康教室の提供に努め、被保険者の健康の保持・増進をはかります。 <p>C 制度の抜本的改正への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在検討が進められている、新たな高齢者医療制度の動向について、注意深く情報の収集にあたり、制度が改正される場合は、市民に混乱がなく新たな制度が開始できるよう、切り替え時期の適切な準備や市民への周知の徹底をはかります。
介護保険	<p>A 制度の円滑な執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度の運営の基本である介護保険事業計画に基づき、適切な事業の執行体制及び計画的な介護サービス提供体制の確立に努めます。 ○介護認定審査会の適切な運営をはかり、審査判定業務の迅速で効率的な実施に努めます。

	<p>B 安定的な事業運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、介護予防の重視を基本とした制度運営をはかり、被保険者の介護予防や介護状態の改善に努めます。 ○制度の安定的な運営に向け、的確な要介護認定に基づく適正な給付をはかるとともに、負担の公平化の視点や保険料収納と保険給付のバランスにも配慮し、財源の確実な確保に努めます。 ○安定的な事業運営のための財政措置などについて、引き続き、関係機関に要請します。
<p>国民年金</p>	<p>A 加入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金制度の適切な周知をはかり、市民の信頼の回復と加入の促進に努めます。 ○口座振替の利用を進め保険料の納付促進をはかるとともに、納付困難な被保険者を対象とする相談の実施などに努めます。 <p>B 制度の安定と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本年金機構との効率的な連携をはかり、年金加入の促進や保険料未納者の解消と納付率の向上に努めます。 ○年金記録問題の早期解決や、安心して暮らせる年金の実現に向けた制度の充実を関係機関に要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
国民健康保険税（現年度分）の 収納率	87.2% 1	89.0%	92.0%
国民健康保険加入者の特定健 康診査受診率	44.7% 2	65.0%	65.0%

1 納税課（平成 20 年度）による。

2 保険年金課（平成 20 年度）による。

2 地域で支え合う（地域福祉の充実）

（1）児童福祉

【施策の目指す姿】

子育てや子どもの自立を地域ぐるみで支援し、子育てしやすい環境のもと、子どもたちが元気で健やかに成長しています。

【現状と課題】

【現状】

人口の推移がほぼ横ばいの増加傾向を続けるなか、0歳から14歳までの年少人口は平成18年をピークに減少傾向を示し、また、出生数も減少傾向を示すものと見込まれ、昭島においても少子化傾向は顕著となっています。

核家族化が進行し、地域社会において共同体としての機能が低下するなか、子育てが孤立し、その負担感が増大する傾向が見受けられます。とりわけ昭島で就学前の子どもを持つ女性の半数以上が家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ母親も少なくありません。

昭島市では、両親が安心して子育てをすることができ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、次世代育成支援行動計画に基づき総合的な施策を展開しています。

昭島の保育園は20箇所、定員は2,467名ですが、入所児童数は、ここ数年定員をオーバーする傾向を示しています。また、幼稚園は7園、定員は1,440名ですが、在園児童数は減少傾向を示しています。

学童クラブについては、小学校15校すべてに開設しており、平成21年（2009年）4月1日の定員は760名となっていますが、200名を超える待機児童が生じました。これを受け、第2学童クラブの設置をはかるなど待機児童の解消に努め、平成22年（2010年）4月1日の定員は940名となっています。

平成21年（2009年）に実施した昭島市次世代育成支援に関するニーズ調査（アンケート調査）によると、子育てと仕事の両立をはかるために必要なものは、「家族の協力」、「職場の理解と協力」、「保育園の定員増」の順となっています。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、その防止に向けた取り組みを継続しています。昭島市（子ども家庭支援センター）の児童虐待に関する相談件数は横ばい状況ですが、全国的には、児童相談所における相談件数は増加を続け、子どもの生命が奪われるような重大な事件も発生しています。

【課題】

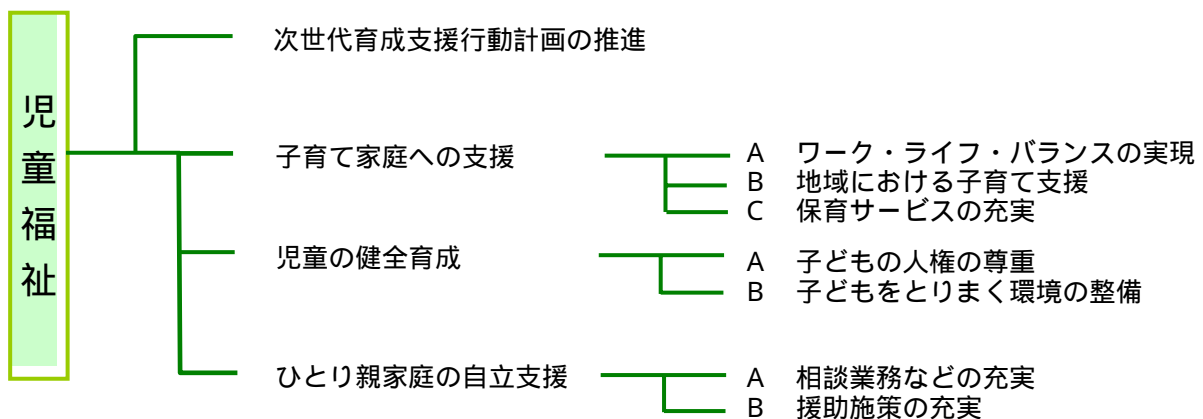
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、子育てと仕事の両立をはかるために、父親の子育て参加など家族の協力や子育て支援対策としての職場環境の改善などが求められています。

保育園及び学童クラブの待機児童の解消に努めるとともに、おのこの家庭のニーズに対応したサービスの提供をはかり、子育て家庭が孤立することのないように、行政と地域が連携して子育てを支えるなど、子育てしやすい環境の整備を進める必要があります。

児童虐待については、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の「発生予防」と「早期発見・早期対応」を徹底するとともに、発生した場合には、虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」につとめ、切れ目のない総合的な対応により、子どもの人権を尊重していくことが求められています。

子どもたちは、次世代を担い、社会を支えていく原動力です。子どもたちの豊かな人間性と生きる力を育み、次世代の親づくりの視点から、子どもの自立支援に取り組む必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
次世代育成支援行動計画の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、親たちが安心して子育てができる社会をめざし、次世代育成支援行動計画の総合的な推進をはかります。

<p>子育て家庭への支援</p>	<p>A ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発活動を推進していくとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるように、事業者に対する情報提供と周知に努めます。 ○子育て中の家族が仕事と家庭を両立できるよう、ファミリーサポートセンター事業を推進します。 ○男性も女性もともに仕事と子育てを両立させていくため、父親の育児参加に向けた意識啓発や情報の提供に努めます。 <p>B 地域における子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する不安や悩みの解消に向け、相談体制や情報提供の充実をはかるとともに、地域における親子の交流や学習の場の提供に努めます。 ○子育てボランティアや子育てグループの活動を支援し、地域の育児力の向上をはかり、地域が一体となって子育てを支える体制の充実に努めます。 ○安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども家庭支援センターや子育て広場の充実に努めます。 <p>C 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育園の増築や分園の新設、既存施設の有効活用や弾力的な運用により定員枠の拡充をはかり、待機児童の解消に努めます。 ○子どもの利益が最大限尊重されるように配慮しながら、延長保育、病後児保育、一時保育など、子育て家庭の事情に応じた多様な保育サービスの提供に努めます。 ○学童クラブについては、市民ニーズの動向を踏まえながら、第2学童クラブの開設などにより、待機児童の解消をはかるとともに、施設の適切な維持・管理に努めます。 ○幼稚園において、通常の教育時間外に、保護者の希望に応じて一定時間園児を預かり保育を実施する、預かり保育事業の推進をはかります。
<p>児童の健全育成</p>	<p>A 子どもの人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満のすべての子どもの人権の尊重と保護の促進を目指した「児童の権利に関する条約」の周知と啓発に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会の活動をとおして、関係機関の連携と協力を推進するとともに、子どもを守る地域のネットワークの充実に努め、保護の必要な児童の早期発見と適切な支援に努めます。 ○子ども家庭支援センターに虐待対策ワーカーを配置し、児童虐待の予防・早期発見・救出・支援の活動を進めます。 ○養育上の問題を抱える家庭の把握に努め、支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携により、家庭全体の総合的な支援に努めます。

	<p>B 子どもをとりまく環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの意見を取り入れた事業の展開など、児童センターにおける事業の充実をはかるとともに、既存施設を積極的に活用し、子どもたちが心地よく過ごせる「居場所」づくりを進めます。 ○家庭や地域の教育力の向上に向けた支援に努め、家庭、学校、地域の連携と協力により、子どもたちがいきいきと育つ教育環境づくりを推進します。 ○児童・生徒が身近なところで、いろいろな問題について気軽に相談やカウンセリングが受けられる環境の整備に努めます。 ○公園や児童遊園の適切な維持・管理に努め、児童の健全で安全な遊び場の提供に努めます。
ひとり親家庭の自立支援	<p>A 相談業務などの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭に対しては、支援策の情報提供や、幅広い相談業務の実施など、ひとり親家庭の親子が安心して生活していけるように、きめ細かい対応を推進します。 <p>B 援助施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の経済的な安定と生活の自立をはかるため、母子福祉資金貸付事業やホームヘルプサービス事業などの援助施策の充実に努めます。 ○引き続き、ひとり親家庭に対する手当や医療費助成の充実を関係機関に要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
保育園の定員数	2,467名 1	2,530名	2
学童クラブの定員数	940名 1	1,050名	2

1 子育て支援課（平成22年4月1日）による。

2 保育人口の動態や保育ニーズの状況に応じ、適切な水準の維持に努める。

(2) 高齢者福祉

【施策の目指す姿】

高齢者が健康で生きがいを持ち、地域でいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

総合基本計画の策定に関し実施した人口推計では、高齢者人口は今後も増加を続け、計画の目標年度である平成 32 年（2020 年）度には、33,000 人を超え、人口全体の約 3 割を占めることとなります。そのうち後期高齢者（75 歳以上の高齢者）は約 17,000 人で、高齢者の 2 人に 1 人は後期高齢者となります。

核家族化も進展しています。国勢調査によると、平成 7 年（1995 年）から平成 17 年（2005 年）の 10 年間で、高齢者のひとり暮らし世帯は約 1,700 世帯から約 3,500 世帯へと倍増し、高齢夫婦世帯も約 1,600 世帯から約 4,000 世帯へと 2.5 倍に増加しています。高齢者のいる世帯のうち約 6 割の世帯が高齢者のひとり暮らし又は高齢夫婦世帯となっています。

平成 21 年（2009 年）3 月末時点の要介護認定者は 3,605 人で、介護給付対象者（要介護 1～5）は 2,897 人、予防給付対象者（要支援 1、2）は 708 人となっています。

昭島市では、介護保険法に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体のものとして「昭島市介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉の計画的な推進をはかっています。

【課題】

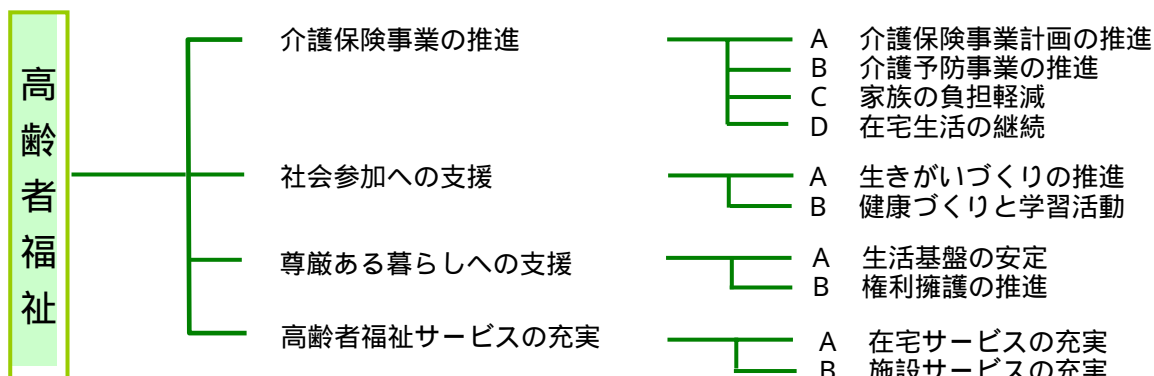
超高齢社会を迎え、要介護や認知症の高齢者が増加するなか、行政と地域、家庭が連携し、協力して、高齢者が住みなれた地域で、健康で自立した生活が継続できるように、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組みが必要となっています。

高齢者だけでなく市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることの必要性を自覚し、若年期から積極的な健康づくりに努め、疾病予防や介護予防に長期的に取り組むことが必要です。

介護を必要とする状態となっても、一人ひとりの高齢者が、それぞれ尊厳を持って、その人らしい暮らしを自らの意思で実現できる環境づくりが求められています。

高齢化や核家族化の進展にともない、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなど地域の資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策の充実が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
介護保険事業の推進	<p>A 介護保険事業計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助・公助を基本に、高齢者がいきいきと暮らすまちをめざし、介護保険事業計画の推進をはかります。 ○介護保険事業を安定的に運営していくため、適切な要介護認定と適正な給付をはかるとともに、計画の推進状況の点検・評価を経常的に実施し、課題を整理・検討し、事業の改善に努めます。 <p>B 介護予防事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の疾病予防と寝たきり・認知症などの介護予防に関する情報の提供やイベントの実施などに努め、その普及・啓発をはかります。 ○地域包括支援センターの機能強化をはかり、特定高齢者（近い将来に要支援・要介護状態となる可能性のある65歳以上の高齢者）や軽度の認定者（要支援1又は2の認定者）の介護予防プランの作成とプランに基づく適切な介護予防サービスの提供に努めます。 ○地域包括支援センターを中心とし、地域の団体や関係機関との連携をはかり、特定高齢者と軽度の介護認定者の一貫性・連続性のある介護予防マネジメントの実施に努めます。 <p>C 家族の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家族介護者が安心して介護ができる環境づくりに向け、窓口相談や訪問相談の充実をはかるとともに、講習会の実施などにより、家庭での適切な介護方法の普及に努めます。 ○高齢者を介護する家族に対する心身のリフレッシュや介護を慰労する事業の充実努めます。 ○介護サービスの利用者が必要なときに円滑にサービスを利用することができるように、さまざまな方法と機会により、わかりやすい情報の提供に努めます。

	<p>D 在宅生活の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護が必要となっても安心して地域で暮らしていけるように、地域包括支援センターを拠点とし、介護サービスを中心とした包括的な地域ケア体制の充実と、継続性のある介護マネジメントの推進をはかります。 ○市民が身近な地域で介護や介護予防のサービスが受けられるように、地域密着型サービスの充実をはかります。 ○認知症高齢者に対する適切な知識や情報の普及と啓発に努めるとともに、認知症高齢者サポーターを中心としたネットワークづくりを進めます。
<p>社会参加への支援</p>	<p>A 生きがいつくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の社会参加に関する情報の提供や、保健福祉センターや高齢者福祉センターなどを活用した各種教室や講座の開催などを進め、高齢者の生きがいつくりの場と機会の拡大に努めます。 ○地域の高齢者が自主的に組織する老人クラブなどの活動を支援し、組織の育成に努め、会員間の交流だけでなく地域住民との交流、世代間の交流などの推進をはかります。 ○昭島ボランティアセンターと連携し、高齢者のボランティア活動の推進と支援に努めます。 <p>B 健康づくりと生涯学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に適したスポーツやレクリエーションの振興と指導者の養成に努め、高齢者の健康の増進をはかります。 ○健康管理の必要性について普及と啓発に努め、介護予防への参加を促し、高齢者の生活機能の維持・向上をはかります。 ○実りある高齢期を過ごせるように、学習の機会や場の提供に努めるとともに、高齢者のさまざまな知識や趣味などをいかした自主的な学習活動に対する支援をはかります。
<p>尊厳ある暮らしへの支援</p>	<p>A 生活基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の経済的不安を解消し、安定した生活を確保するため、社会保障制度の充実を関係機関に要請します。 ○シルバー人材センターなどを活用し、健康で働く意欲のある高齢者への支援をはかります。 ○高齢者が安心して生活できるように、日常生活全般にわたる各種相談業務の充実に努めます。 <p>B 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の虐待防止に向け、高齢者虐待防止法の趣旨の周知をはかるとともに、介護サービスの従事者などに対しては、虐待防止に関する研修機会の確保に努めます。

	<p>○関係機関との連携により、虐待防止ネットワークの整備を進め、高齢者虐待の予防と早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者への適切な支援をはかります。</p> <p>○社会福祉協議会による「成年後見制度」や「地域権利擁護事業」の周知に努め、これらの活用により、判断能力の低下した高齢者の地域生活の支援に努めます。</p>
高齢者福祉サービスの充実	<p>A 在宅サービスの充実</p> <p>○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、居宅サービスの質の向上に努めます。</p> <p>○介護保険事業者のネットワークを支援し、事業者の連携によるサービスの質の向上をはかります。</p> <p>○介護事業者の連携による複合的なサービスの提供により、施設と在宅の連携を強化し、施設入所者が安心して在宅に戻れる環境の整備をはかります。</p> <p>B 施設サービスの充実</p> <p>○在宅での生活が困難となった場合は、介護保険施設サービスが円滑に受けられるよう、関係機関と連携し事業の充実に努めます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
要介護認定者のうち施設・居住系サービスの利用者の割合	36.0% 1	37.0%以下	37.0%以下
介護保険施設の利用者のうち重度者（要介護4又は・5の認定者）の割合	48.7% 1	70.0%以上	70.0%以上

1 介護福祉課（平成19年度）による。

(3) 障害者福祉

【施策の目指す姿】

障害のある方も、障害のない方も、住み慣れた地域で、安心して、自立した生活を送っています。

【現状と課題】

【現状】

身体障害者手帳の所持者は平成 21 年（2009 年）3 月末時点で 3,704 人となっており、平成 16 年（2004 年）からの 5 年間で 510 人増加しています。障害別では肢体不自由が最も多く 56.5% を占めており、障害程度別では 4 級が最も多く 25.5% を、1 級がその次で 22.5% を占めています。

愛の手帳の所持者は平成 21 年（2009 年）3 月末時点で 691 人となっており、平成 16 年（2004 年）からの 5 年間で 153 人増加しています。障害程度では 4 度が最も多く 41.7% を占めています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成 21 年（2009 年）3 月末時点で 582 人となっており、平成 16 年（2004 年）からの 5 年間で 267 人増加していますが、平成 20 年（2008 年）度の精神通院医療の給付状況は 1,649 人で、手帳の交付を受けずに医療費の助成を受ける人が多いことがわかります。

平成 18 年（2006 年）度を実施した「障害福祉に関するアンケート調査」によると、障害者の介護者の年齢は 60 歳以上の方が約 65% を占めており、介護者の高齢化がうかがえます。

昭島市では、障害者自立支援法の規定に基づき「障害福祉計画」を策定し、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を展開しています。

国においては、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面 5 年間で障害者制度改革の集中期間として位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者に関する制度の集中的な改革を行うこととしています。

【課題】

ノーマライゼーションの理念のもと、自助・共助・公助を基本としてみんなで支えあい、障害のある方も、障害のない方も、同じように普通の生活ができる社会の実現を、さらに進めることが求められています。

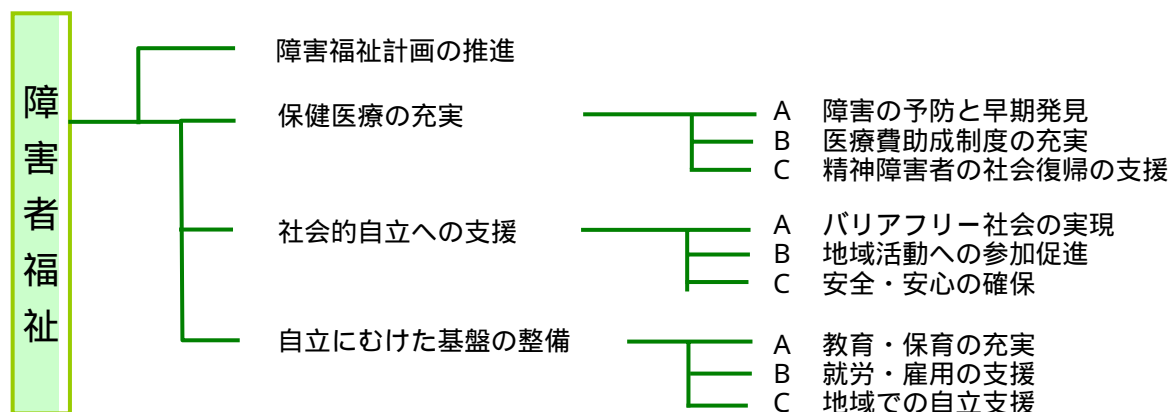
障害者の介護を担う親の多くが高齢期を迎え、親亡き後の介護が課題となっています。

障害のある方が生活の場を地域に置いて、自立した生活を営めるように、社会参加や生活の基盤として、障害者の就労を支援していく必要があります。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、ユニバーサルデザインの視点を大切にしまちづくりを進める必要があります。

障害者に関する制度の見直しにあたっては、新たな制度が障害者の権利の保護と、社会的・経済的自立を進め、障害者が安心して地域で暮らすことのできる、将来にわたり安定した制度となるよう、注視していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取組の内容
障害福祉計画の推進	障害のある方も、障害のない方も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会をめざし、障害福祉計画に基づき、障害者福祉施策を総合的、計画的に推進します。
保健医療の充実	<p>A 障害の予防と早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康教育や健康相談の充実をはかり、市民一人ひとりが、自らの健康は自ら守り、障害の予防に努めるという自覚が持てるように、その啓発に努めます。 ○関係機関との連携により、検診体制の充実をはかり、障害の予防や早期発見に努めます。 <p>B 医療費助成制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者への医療費助成制度の充実を関係機関に要請し、心身障害者の福祉の増進をはかります。 <p>C 精神障害者の社会復帰の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所や医療機関と連携し、精神障害者が地域で生活していくための支援に努めます。
社会的自立への支援	<p>A バリアフリー社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな機会を通じ、ノーマライゼーションに関する啓発に努めるとともに、障害者が社会でその能力を十分に発揮できるように、情報提供機能の充実に努めます。 ○ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害者の特性に配慮した情報媒体や情報提供の形式が活用できるような体制の整備をはかります。 ○障害者の社会参加を支援するため、個別のニーズに応じた移動支援事業の充実に努めます。

	<p>B 地域活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある方も、障害のない方も、地域活動に気軽に参加し、文化や芸術に触れ、スポーツやレクリエーションを楽しめる環境の整備に努めます。 ○スポーツ大会やレクリエーション大会への障害者の参加を支援し、障害のある方と障害のない方が一緒になって活動し、楽しめる機会の提供に努めます。 ○地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供をはかり、社会参加の一環として、障害者の日中活動の場の整備に努めます。 <p>C 安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度障害者の緊急通報システムや災害時の要援護者登録制度の活用をはかるとともに、地域や団体と連携し、協力して障害者の避難や救助・救護に対する支援体制の整備をはかり、障害者にとっても安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。
<p>自立にむけた基盤の整備</p>	<p>A 教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの個性や能力を的確に伸ばしていくため、早い時期からの教育・保育の支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応をはかります。 ○障害のある子どもに対する通所訓練や療育指導、相談業務の充実に努めるとともに、保健福祉センターに設置した障害児デイサービス施設の適切な運営をはかります。 <p>B 就労・雇用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者が社会的に自立していくため、就労情報の提供に努めるとともに、個々の能力や適性に合った技能習得機会が適切に提供される環境の整備を進めます。 ○就労移行支援事業や就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行の促進や就労の機会の提供をはかるとともに、授産施設における福祉的就労の向上に向けた支援を進めます。 ○関係機関と連携し、協力しながら、民間企業などに対して障害者の雇用促進や、障害者が働きやすい労働環境の整備について要請していきます。 <p>C 地域での自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者が地域で自立して生活できるよう、居宅支援サービスや地域生活支援事業の充実をはかるとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障害者の地域での生活の場の確保と自立に向けた支援に努めます。 ○相談支援事業を充実し、情報の提供や権利擁護に向けた援助をはかるなど、障害者の自立した日常生活の支援に努めます。

- 障害者を地域で支えあうため、関係機関と協力し、ボランティア活動の支援をはかるとともに、地域の人材や団体の育成に努めます。
- 障害者の経済的自立を促進するために、障害基礎年金などの充実を関係機関に要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
年度内に一般就労へ移行した障害者数	20人 1	22人	24人

1 生活福祉課（平成 20 年度）による。

(4) 生活の支援・保護

【施策の目指す姿】

生活困窮者に対するセーフティネットが機能し、支援を受け、自立した生活に復帰することができます。

【現状と課題】

【現状】

生活保護率の推移をみると、平成 16 年（2004 年）以降減少傾向を示していたものが、平成 19 年（2007 年）から再び増加傾向を示しています。平成 20 年（2008 年）度の生活保護率は 1.44% となっており、全国平均の 1.25%、都内各市平均の 1.35% をともに上回っています。

【課題】

社会経済情勢の変化にともない、自立をめぐる状況は厳しくなっており、生活に困窮した市民に対し社会保障がセーフティネットとして機能し、その人が再び立ち上がって能力を發揮できるようにする仕組みの整備が、これまで以上に重要となっています。

生活保護制度は、生活に困窮した市民の最後のよりどころとなります。生活保護制度の信頼と安定的な運営を確保するため、漏給防止（保護を受けるべき人が保護を受ける。）と濫給防止（保護を受けてはならない者が受けない）の確保が必要となっています。

【施策の体系】

生活の支援・保護

自立への支援

A 生活困窮者への支援
B 生活の援護

【基本施策】

施策名	主な取組の内容
自立への支援	<p>A 生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">○生活困窮者の自立を支援するため、民生委員や社会福祉協議会など関係機関と連携し、生活相談の充実に努めます。○ハローワークなど関係機関と連携し、就業の支援をはかるとともに、各種公的貸付資金の充実に努め、生活困窮者の経済的自立に向けた支援に努めます。 <p>B 生活の援護</p> <ul style="list-style-type: none">○生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な実施に努めます。○自立支援プログラムの活用により、それぞれの生活保護受給者が有する能力や自立を阻害する要因に応じ、組織的な支援をはかり、就労などによる経済的自立や、社会的自立を推進します。○生活保護制度など、セーフティネットとなる社会保障制度の充実を関係機関に要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
生活保護の廃止件数	116 世帯 1	130 世帯	150 世帯

1 生活福祉課（平成 20 年度）による。